

高岡市文化財保存活用地域計画

高岡市教育委員会

令和7年(2025)7月

目 次

序章	1
1 計画作成の背景と目的	1
2 地域計画作成の経過	1
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間	6
5 本計画における文化財の定義	7
第1章 高岡市の概要	8
1 自然的・地理的環境	8
2 社会的状況	12
3 歴史的背景	19
第2章 高岡市の文化財保護のあゆみ	47
第3章 高岡市の文化財の概要	53
1 文化財調査の概要	53
2 指定等文化財の概要	53
3 文化財の類型ごとの概要	57
第4章 高岡市の歴史文化の特徴	68
第5章 目指す将来像と実現するための視点	71
1 目指す将来像	71
2 将来像を実現するための視点	71
第6章 文化財の保存と活用の課題と方針	72
第7章 文化財の保存・活用に関する措置	77
1 措置の考え方	77
2 保存・活用に関する措置	77
第8章 文化財の一体的・総合的な保存・活用	83
1 関連文化財群の考え方	83
2 関連文化財群	84
第9章 文化財の防災・防犯	106
1 文化財の防災・防犯に関する現状	106
2 文化財の防災・防犯の推進体制の整備	108
3 文化財の防災・防犯に関する課題と方針	109

4	文化財の防災・防犯に関する措置	110
第10章	文化財の保存・活用の推進体制	112
1	計画の推進体制	112
2	各主体の役割及び今後の推進体制のあり方	114

序章

1 計画作成の背景と目的

高岡市は、^{ふたがみやま}二上山とこれに連なる^{にしやまきゅうりょう}西山丘^{しょうがわ}陵、^{おやべがわ}庄川・小矢部川などの自然に恵まれ、古くから人の営みがあった地である。その歴史は旧石器時代まで遡り、古代には越中国府が置かれ、国守として赴任した大伴家持が万葉集に詠んだ地である。中世は守護所が置かれたとされ、近世には城下町から加賀藩の流通経済の一翼を担う商工業の町として発展し、近代から現在まで日本海側有数の産業都市となっている。戦災による被害が比較的少なかったことから、市内には、近世の史跡や大寺院、明治の大火後に作られた土蔵の町並み、近代商業の隆盛を伝える優れた洋風建築など市内の各地には各時代の歴史と人々の営みを物語る様々な文化財が残されている。

平成23年（2011）3月に高岡市歴史文化基本構想（以下「歴史文化基本構想」）を策定し、市内の文化財や歴史を整理し、本市の時代特性や地域特性を見出した上で、歴史的な関連性等に基づく関連文化財群や、文化財が集まり文化的な空間を創出している歴史文化保存活用区域を定め、文化財のみならず、その周辺環境も含めて保存・活用の方針を定めた。さらに高岡市歴史的風致維持向上計画を策定し、文化財の保存修理や伝統工芸技術の継承支援、文化財の周辺環境整備などの事業に取り組んできた。

歴史文化基本構想の策定から10年余が経過し、勝興寺の23年に及ぶ大修理の完了や国宝指定、「金屋町」、「吉久」の重要伝統的建造物群保存地区への選定、国史跡「高岡城跡」、国名勝「おくのほそ道の風景地一有磯海一」の指定、日本遺産ストーリーの認定、高岡御車山祭の御車山行事を含む山・鉾・屋台行事のユネスコ無形文化遺産への登録、高岡御車山修理による地域伝統産業の振興など、これまでの取り組みにより一定の成果が出ている。一方で、この間にも少子高齢化をはじめとする社会情勢の変化による地域の担い手の減少や歴史文化への関心の低下を背景に、文化財の維持管理・継承のための人手不足が進行している。また、歴史文化基本構想の策定時の調査で把握した未指定文化財の滅失や散逸等の危険性が高まってきている。今後の社会情勢を見据えながら高岡の歴史と風土に培われてきた多くの文化財をまちづくりに生かしつつ、市民共有の宝として未来に継承し、さらに洗練していくことを目指す必要がある。

平成30年（2018）6月に文化財保護法が改正され、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組む体制整備を目的とした文化財保存活用地域計画が、法定計画として位置づけられた。本市においては、文化財の保存・活用のマスタープランである歴史文化基本構想のアクションプランとして、「歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地」を軸とする高岡市歴史的風致維持向上計画に基づく取り組みを進めている。しかし、この計画に、包含することができなかった地域における措置や、高岡市の歴史文化を発信していくために不足している古文書などの文献資料を把握する事業などを盛り込み、歴史的風致維持向上計画と両輪で文化財保護を推進するため、文化財保護法第183条の3に基づき「高岡市文化財保存活用地域計画」（以下「本計画」）を作成した。

2 地域計画作成の経過

(1) 高岡市文化財保存活用地域計画作成協議会

本計画を作成するため、以下の専門家及び行政で構成される「高岡市文化財保存活用地域計画作成協議会」を設置して内容の検討を行い、意見聴取した。

高岡市文化財保存活用地域計画作成協議会委員

(50音順)

番号	氏名	所属等
1	後藤 真	国立歴史民俗博物館 准教授
2	杉森 芳昭 (2022-23)	高岡市教育委員会教育次長

	村上 彰 (2024～)	
3	殿村 弘一	一般社団法人西部観光社 水と匠マネージャー
4	仁ヶ竹 亮介	高岡市立博物館 主幹
5	長谷川 孝徳	元北陸大学 教授
6	吉田 学 (2022)	富山県教育委員会生涯学習・文化財室長
	辻 ゆかり (2023～)	

第1回

日時：令和5年（2023）3月23日（木）14:30～17:00

会場：高岡市生涯学習センター 502 研修室

内容：高岡市文化財保存活用地域計画について、高岡市歴史文化の特徴の考え方、文化財保存・活用に関する基本的な方針の考え方、文化財の保存・活用を図るために講じる措置の考え方

第2回

日時：令和5年（2023）5月15日（月）14:00～16:00

会場：高岡市役所 704 会議室

内容：高岡市歴史文化の特徴、重点的に取り組む措置、推進体制

意見照会（書面）

日時：令和6年（2024）11月19日（火）～令和6年（2024）12月6日（金）

内容：高岡市文化財保存活用地域計画（案）について

第3回

日時：令和7年（2025）2月26日（水）10:00～12:00

会場：高岡市役所 704 会議室

内容：高岡市文化財保存活用地域計画（案）について

(2) 高岡市文化財審議会

高岡市教育委員会は、高岡市文化財審議会に本計画について意見聴取を行った。

日時：令和6年（2024）11月26日（火）16:30～18:00

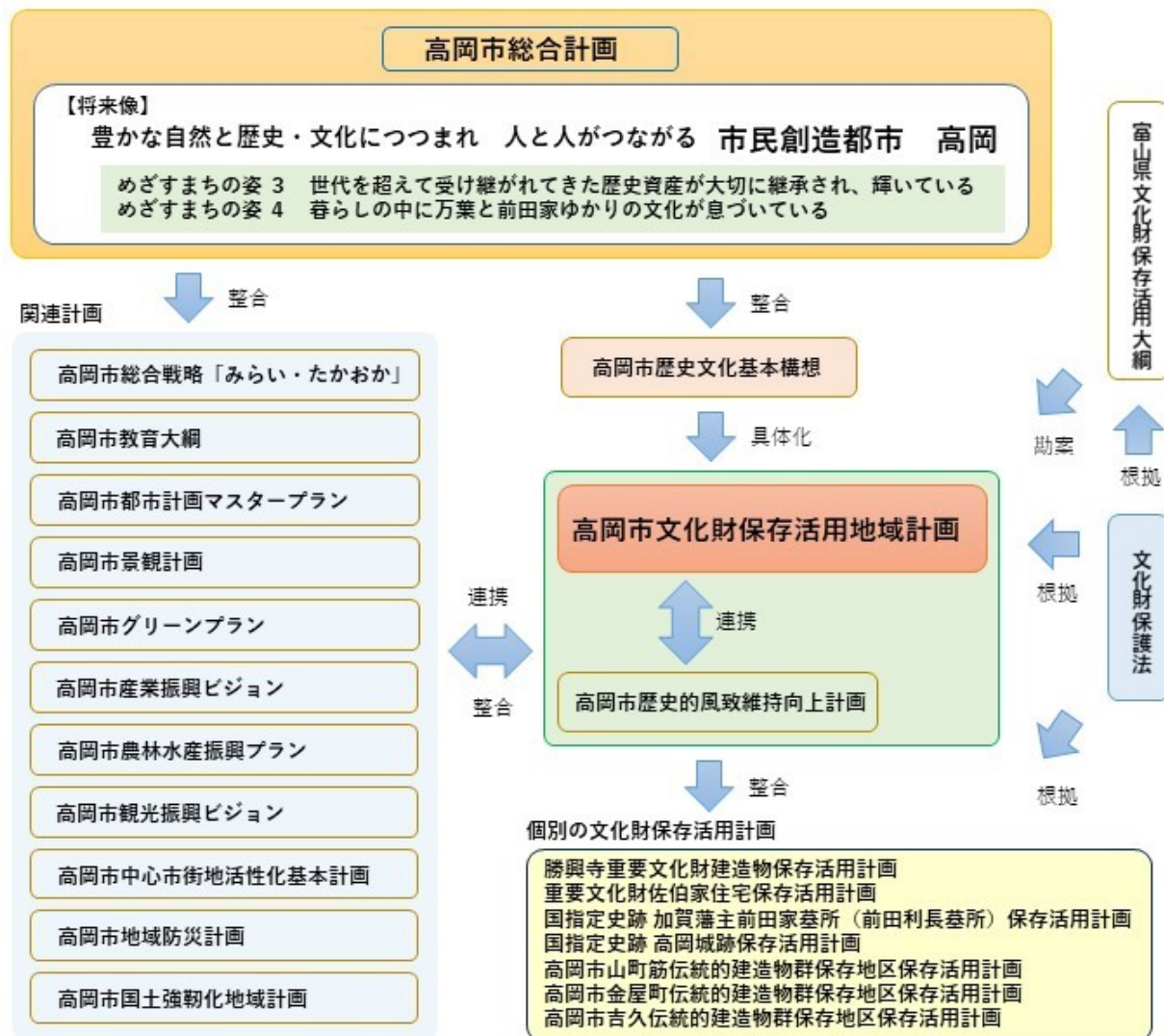
高岡市文化財審議委員

(50 音順)

番号	氏 名	所属等
1	安念 幹倫	前富山県埋蔵文化財センター所長（史跡）
2	泉 治夫	富山県ナチュラリスト協会顧問（植物）
3	上野 幸夫	職藝学院教授（建造物）
4	太田 昌子	金沢湯涌夢二館館長、金沢美術工芸大学名誉教授（絵画）
5	齋藤 芳撰	元福岡歴史民俗資料館館長（書跡）
6	三宮 千佳	富山大学芸術文化学部准教授（美術史）
7	清水 克朗	富山大学芸術文化学部准教授（美術鑄造）
8	中村 喜久雄	高岡地域文化財等修理協会会長、鋳金造形作家（金工）
9	西井 龍儀	富山県文化財保護審議会委員（考古）
10	日和 祐樹	元福岡歴史民俗資料館学芸員（民俗）
11	林 暁	富山大学芸術文化学部教授（漆工）
12	米原 寛	元富山県立山博物館館長（歴史）

3 計画の位置づけ

本計画は、高岡市の最上位計画である高岡市総合計画と整合を図りつつ、文化財の保存・活用の方針を定めた歴史文化基本構想の下に位置付けられるものである。歴史文化基本構想の考え方を進め、文化財の保存・活用を具現化するためのアクションプランである。運用に当たっては、同じアクションプランのひとつである高岡市歴史的風致維持向上計画や他の市の関連計画と連携・調整を図りながら行っていくものである。



高岡市文化財保存活用地域計画の位置づけ

(1) 上位計画

ア 高岡市総合計画 第4次基本計画

〔策定：令和3年度（2021） 計画期間：令和4年度（2022）から令和8年度（2026）まで〕

高岡市の将来像を示し、それを実現するための施策の方針や具体的な取り組みを明らかにする計画である。将来像に「豊かな自然と歴史・文化につつまれ 人と人がつながる 市民創造都市 高岡」と掲げ、また将来像の実現に向けて5つの分野、17のめざすまちの姿を定めている。

歴史・文化の分野ではめざすまちの姿として「3 世代を超えて受け継がれてきた歴史資産が大切に継承され、輝いている」「4 暮らしの中に万葉と前田家ゆかりの文化が息づいている」を設定している。

イ 高岡市歴史文化基本構想

〔策定：平成22年度（2010）〕

「高岡市文化財総合的把握モデル事業（平成 20 年度～平成 22 年度）」により策定した文化財の保存・活用のマスタープランである。高岡市の歴史や文化財を整理してその時代特性と地域特性を見出し、どのように文化財を守り育て、地域づくりに生かしていくか、望ましい保存・活用のあり方について方針を示している。本計画は、この歴史文化基本構想で整理された内容を踏まえて作成している。

(2) 関連計画

ア 高岡市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）

〔策定：令和 2 年度（2020） 計画期間：令和 3 年度（2021）から令和 12 年度（2030）まで〕

歴史的なまちなみと一体となって、風情、情緒、たたずまいのある良好な市街地の環境「歴史的風致」を設定し、維持・向上を図るための方針・施策を示したものである。歴史文化基本構想において設定した関連文化財群を基に 7 つの「歴史的風致」を設定し、その中の「旧高岡町往来地区」、「伏木・吉久地区」、「太田地区」の 3 つを重点区域としている。

文化財の保存・活用のアクションプランとして、本計画と最も密接に関係する計画である。

イ 第 2 期高岡市総合戦略「みらい・たかおか」

〔策定：令和元年度（2019）改訂：令和 5 年度（2023）、令和 6 年度（2024） 計画期間：令和 2 年度（2020）から令和 8 年度（2026）まで〕

将来にわたって人口減少を克服し、地域の経済社会の活性化を図るため、高岡市の「地方創生」のあり方、市のまち・ひと・しごと創生に関する目標や講ずべき施策に関する基本的方向、具体的な施策を提示している。高岡市総合計画第 4 次基本計画のリーディングプロジェクトと位置づけられている。文化財関連では、具体的施策として「地域文化を活かした独自教育の推進」、「地場・伝統産業の基盤強化」、「歴史・文化資産を活かした魅力ある地域活動の創出」を掲げている。

ウ 高岡市教育大綱

〔策定：令和元年度（2019）改訂：令和 6 年度 計画期間：令和 2 年度（2020）から令和 8 年度（2026）まで〕

教育施策の総合的な推進と高岡の明日を切り拓く人材を育成するための指針である。基本理念を「未来創造のひとづくり・ふるさとづくり」とし、「絆を深め、ふるさと高岡に愛着と誇りを育む地域ぐるみの学びの推進」、「文化創造都市高岡の優れた歴史・文化の保存・活用とさらなる創造」など 6 つの基本方針を定めている。

エ 高岡市都市計画マスタープラン

〔策定：平成 30 年度（2018）〕

高岡市における都市計画に関する基本的な方針を定めたものであり、長期的な都市づくりの方針を総合的・体系的に示している。まちづくりの基礎となる基本方針のひとつとして「歴史・文化と自然を活かした都市づくり」を掲げ、市内各地に存在する歴史・文化資産を回遊できるまちづくりの推進、自然・農業と調和した緑豊かな都市空間を形成し、歴史・文化・自然を活かした都市づくりを進めることとしている。

オ 高岡市景観計画

〔策定：平成 20 年度（2008）変更：平成 21 年度（2009）、平成 28 年度（2016）、令和 2 年度（2020）〕

高岡市における景観に関する基本方針や施策を明らかにした示したものである。積極的に景観誘導を行う「景観形成重点地区」及びその周辺部となる「重点景観隣接地区」を設け、それぞれに地区で建築物等の位置や高さ、色彩の基準を設けるなどして、周辺の町並み景観と調和した建築行為が行われるよう図ることとしている。

カ 高岡市グリーンプラン

〔策定：令和3年度（2021） 計画期間：令和4年度（2022）から令和13年度（2031）まで〕

公園緑地や農地・河川など高岡市における緑地の保全と緑化の推進に関する施策を示したものである。基本目標に「みどりあふれる 万葉のふるさと」を掲げ、二上山や西山丘陵、雨晴海岸の自然環境の保全や万葉集に詠まれた植物の普及を進めていくこととしている。

キ 第2期高岡市産業振興ビジョン

〔策定：平成30年度（2018） 計画期間：令和3年度（2021）から令和7年度（2025）まで〕

産業振興等に関する指針として、高岡市の産業の全体的な振興と小規模企業の持続的発展を目指すための具体的な施策と事業を体系化したアクションプランである。文化財関係では、施策の中に、「伝統的な技術の継承」や「伝統産業分野における市場ニーズを踏まえた新製品開発・販路拡大」など銅器・漆器・菅笠といった高岡市の伝統産業分野への支援を盛り込んでいる。

ク 第3期高岡市農林水産振興プラン

〔策定：令和2年度（2020） 計画期間：令和3年度（2021）から令和7年度（2025）まで〕

高岡市の農林水産業の振興及び農山漁村のコミュニティ機能の維持に向けた方針とそれを実現するための施策を示した計画である。文化財関係では自然や景観、緑、水資源の維持・保全、伝統文化などの維持発展に向けた地域活動の充実や継続に対する支援や、菅などの農業特産物の魅力向上・発信に努めることなどを盛り込んでいる。

ケ 第3期高岡市観光振興ビジョン

〔策定：令和2年度（2020） 計画期間：令和3年度（2021）から令和7年度（2025）まで〕

国の観光施策の展開や個人旅行者の増加といった観光のトレンドを踏まえた、高岡市における観光の基本方針等を定めたものである。文化財関係では、市内の歴史・文化資産、伝統産業技術を活かしたもののづくり体験等を高岡市の強みの1つと捉え、それらを生かした旅行商品の造成やストーリーによる誘客に取り組むこととしている。

コ 第4期高岡市中心市街地活性化基本計画

〔策定：令和3年度（2021） 変更：令和4年度（2022）、令和5年度（2023）、令和6年度（2024）〕、
計画期間：令和4年度（2022）から令和8年度（2026）まで〕

多様な都市機能がコンパクトに集積した中心市街地の活性化を図り、子ども・子育て世代や高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすいまちづくりを進めることを目的とした計画である。文化財関係では、中心市街地に集積している歴史・文化資産の保存整備や利活用による価値の向上と、通りの景観や歩きやすさに配慮しながら、歴史・文化資産を繋ぐ、歩いて楽しめる魅力ある通りづくりに取り組むこととしている。

サ 高岡市地域防災計画

〔策定：平成19年度（2007） 改訂：概ね毎年実施〕

災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策の各段階における市、県、国等の防災関係機関及び市民・事業所の役割を明らかにし、市民の生命、身体、財産を守るための業務など具体的に定めた計画である。文化財関係では、災害時の応急対応として、文化財の被害拡大を防止するよう応急措置を講ずることを定めている。

シ 高岡市国土強靱化地域計画

〔策定：令和3年度（2021） 改訂：令和4年度（2022）〕

大規模自然災害等から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被災により市民生活や経済活動が被る影響を最小限に抑えることを目的とした計画である。文化財関係では、被災による文化財

の損失等を「起きてはならない最悪の事態」と位置づけ、指定文化財建造物の防災施設の整備を進め、災害による貴重な文化財の損失防止に努めることとしている。

(3) その他の計画

- ・ 富山県文化財保存活用大綱

〔策定：令和2年度（2020）〕

富山県における文化財の保存・活用に関する基本方針や、これを実現していくための取り組みの方向性、市町村への支援の方針等を取りまとめたもの。市町村の作成する文化財保存活用地域計画は、都道府県の大綱を勘案し、作成するものと文化財保護法で定められている。

4 計画期間

本計画は令和8年度（2026）から令和13年度（2031）までの6年間とする。現行の高岡市総合計画第4次基本計画の計画期間は令和8年度（2026）までとなっており、第5次基本計画は令和9年度（2027）から令和13年度（2031）までの5年間と想定される。本計画の終期を第5次基本計画と合わせることで、本計画の検証と見直しと第6次基本計画に反映させるものとする。また、高岡市歴史的風致維持向上計画の見直しに合わせて、適宜整合を図っていく。令和9年度（2027）までを前期とし、中間見直しを行う。

本計画の進捗管理に当たっては高岡市文化財保存活用地域計画協議会において措置の取り組みの進捗状況を適宜確認し、各年次に自己評価を行う。

また、社会的な要因や計画に記載する措置の取り組みの進捗、財政状況を確認し、計画の内容及び期間の見直しを適宜行う。「計画期間の変更」、「市域内に所在する文化財に影響を及ぼす恐れのある変更」及び「本計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」が必要となった場合は、計画期間中であってもの変更の認定を文化庁に申請し、文化庁長官の変更の認定を受ける。また、それ以外の軽微な変更を行った場合は、富山県及び文化庁に情報提供する。

計画期間の設定

	令和7年度 2025	令和8年度 2026	令和9年度 2027	令和10年度 2028	令和11年度 2029	令和12年度 2030	令和13年度 2031	令和14年度 2032
総合計画基本計画		第4次（5年間）			第5次（5年間）			第6次
歴史的風致維持向上計画		第2期（10年間）					第3期	
文化財保存活用地域計画		(6年間)						次期計

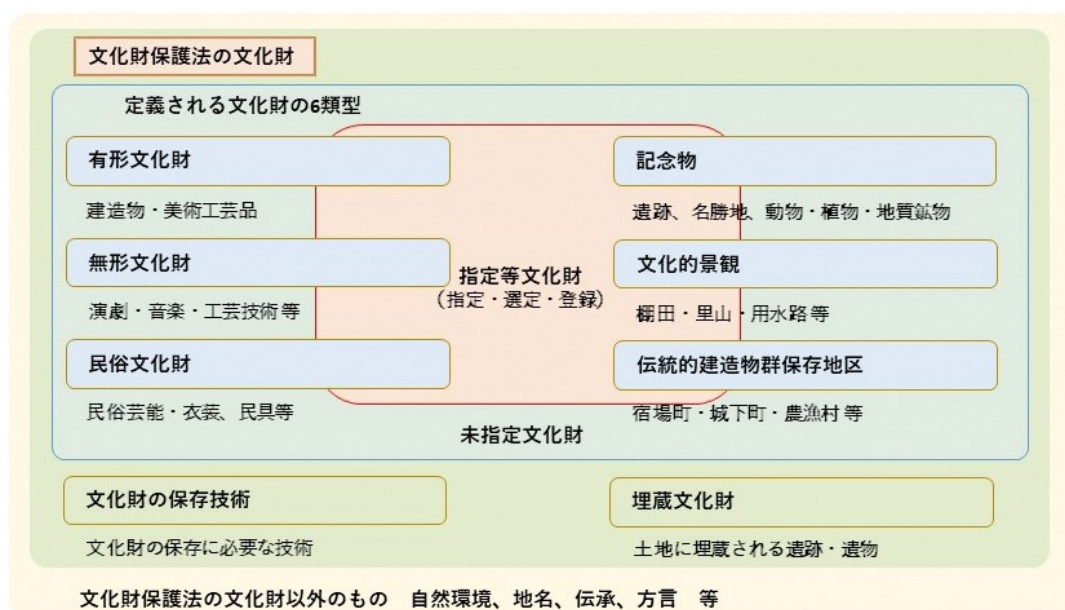
← 前期 → 中間見直し ← 後期 →

中間見直し

5 本計画における文化財の定義

文化財保護法では、第2条第1項から第5項までに文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型）を定義し、埋蔵文化財及び文化財の保存技術を保護の対象としている。富山県文化財保護条例や高岡市文化財保護に関する条例における文化財の概念は文化財保護法に準じた考え方であり、重要なものはそれぞれの規定による指定・選定・登録を行い、保護を図っている。これら指定・選定・登録された文化財を「指定等文化財」とし、それ以外のものを「未指定文化財」とする。

また、歴史文化基本構想では、文化財保護法や県や市の条例における文化財の類型だけでなく、「指定などの措置がとられているか否かに関わらず、高岡市の風景、生活文化に寄与しているもの」を広く「文化財」と位置付けている。本計画においては、越中万葉や前句などの芸能、字などの地名、伝承、方言（職人言葉等）なども対象とする。



高岡市における「文化財」のイメージ